

神奈川県地域がん登録における住民票照会による予後調査の課題

宮松 篤* 夏井 佐代子*

1. はじめに

神奈川県地域がん登録においては、生存率の算定の精度向上を図るため、住民票照会の導入が10年来の課題となっていた。今回、一部地域を対象として住民票照会による予後調査を行うことができたので報告する。

2. 目的

神奈川県において住民票照会による予後調査を導入するにあたり、解決すべき課題を明らかにすることを目的とした。

3. 対象

今回、試験的に住民票照会による予後調査を行った地域は、他地域に比べて登録精度が良好な（死亡票のみによる登録が比較的少ない）、横須賀、平塚、茅ヶ崎の3自治体である。対象は、平成10年診断の患者で、登録情報3,267件（死亡票のみによる登録を除く）のうち、生存率の算定にあたり「生存」として処理された1,531件（生死未確認症例）とした。なお、この地域の人口は、神奈川県の人口の約1/10に相当する。

4. 方法

住民登録との照合にあたっては、神奈川県衛生部長名で市長宛の依頼文書を作成し、生死未確認症例の「住所・氏名・生年月日」のリストを市役所に提出、担当課（住民課）

による公務として、住民票の交付を受けた。

5. 結果

生死未確認症例1,531件のうち、158件は、登録情報の不備（登録原票を参照しても住所情報の欠如が確認された）により、住民登録との照合そのものが不可能であった。そのため、実際に役所に照会を依頼できた数は、1,373件である。表に1,373件の照会結果を示す。

6. 考察

役所に照会した1,373件のうち、住民票の交付を受けたのは、1,214件で、そのうち生存（居住）を確認できたのは1,037件、死亡を確認できたのは128件、転出を確認できた者は49件であった。一方、照会を依頼したものの、145件は「該当者なし」と回答された。「該当者なし」と回答を受けた者の一部は、「死亡」あるいは、「転出」の後、5年以上経過した患者である可能性が高いと考えている。この理由は、住民票照会を行った対象が、平成10年の診断患者であったため、住民基本台帳法に定める除票の保存期間5年を超えていたことが原因と考えている。なお、転出を把握した49件について、今回は、更なる追跡は行わなかった。

*神奈川県立がんセンター臨床研究所 がん予防・情報研究部門

〒241-0815 横浜市旭区中尾 1-1-2

7. まとめ

神奈川県における住民票照会による予後調査の導入にあたり、当面の課題として明らかになった点は、①登録票処理時の住所

情報確認の徹底、②住民登録の除票保存期間内の住民票照会の実現、そして、③転出者への追加調査の実現、の3点である。

表 役所に照会した 1,373 件の照会結果

自治体名	住民票交付(1,214 件)			住民票交付 小計	該当者なし	同一人物 ※	照会件数 合計
	生存把握	死亡	転出				
横須賀	607	82	28	717	85	11	813
平塚	268	34	7	309	50	1	360
茅ヶ崎	162	12	14	188	10	2	200
全体	1,037	128	49	1,214	145	14	1,373

※「同一人物」とは、1 人に複数個所のがんが発生する「重複がん」が、別々の個人に発生した「がん」として処理されていたもので、住民票発行に際して「同一人物に対する重複した照会」として回答をされたものを示す。